

## 福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市は、福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び実施に当たり、広く市民その他関係者から意見を聴取し総合戦略に反映するために福知山市まち・ひと・しごと・創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (組織等)

第2条 有識者会議は、構成員5名程度をもって組織する。

- 2 構成員は、幅広い年齢層からなる市民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の分野から選出するものとする。
- 3 構成員の任期は、各年度委嘱日から3月31日までの期間とする。ただし再任は、妨げない。
- 4 必要に応じて分科会を設け、各専門分野から実践者等を招へいすることができる。

### (任務)

第3条 有識者会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に参画し、意見を述べること。
- (2) 総合戦略の実施評価に関して意見を述べること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生推進本部（以下「推進本部」という。）及び福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生総合戦略推進プロジェクトチームが必要とする事項について、意見を述べること。

### (会議の招集)

第4条 有識者会議は、市長が必要に応じ、これを招集する。

### (庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、市長公室経営戦略課において処理する。

### (報告)

第6条 会議事項については、必要に応じて推進本部に報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。